

2019年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、安倍政権は「人生100年時代」「全ての世代が安心できる社会保障」を打ち出しています。しかし、金融庁の年金をめぐる報告書は、マクロ経済スライドで給付が減らされる仕組みのもとで、足りない老後資金は貯蓄や投資などの自己責任を迫るもので、安心のセーフティネットが壊されている実態を明らかにしました。安倍政権のもとで、賃金も家計消費も大きく落ち込んでいます。この上10月からの消費税の10%への増税は、国民生活と日本経済に大きな打撃を与えることは必至の状況ではないでしょうか。

社会保障給付費はこの間10兆円もの抑制を強いられてきましたが、今年7月の参議院選挙を経て、医療・介護・福祉・年金の全分野・全世代に及ぶ社会保障費削減と患者・利用者の負担増が具体化されようとしています。

医療では「75歳以上の窓口負担の原則2割化」や「かかりつけ医以外への受診時定額負担の導入」などの患者負担増計画が、介護では「要介護1・2の生活援助サービスの保険外し」「ケアプラン作成の有料化」などが、年金でも「支給開始年齢引き上げ」などの制度改定が政府の審議会で検討され、国会へ法案提出されようとしています。

私たちは、今年40年を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命と暮らしを守る自治体の役割発揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命と暮らしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情項目】

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】 清須市介護保険条例により減免を実施しております。

②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】 国の基準に合わせて実施しております。

★(2)介護保険利用について

①介護保険利用の相談窓口専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

【回答】 介護保険制度の知識を持った職員が対応しています。

②訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。

【回答】

・平成30年厚生労働省告示第218号「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」の基準の回数制限を越えたものについては、届出をしてもらい、検証を行います。

・生活支援は日常生活の援助の中で利用者自身が出来ないことの代行的なサービスと位置づけされております。

(3)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【回答】 平成24年度に広域市町による特別養護老人ホーム1箇所、平成25年度には、認知症対応型共同生活介護施設1箇所及び平成26年度には、小規模多機能型居宅介護施設を1箇所開設しました。今後、特別養護老人ホーム1箇所の建設計画を進めていきます。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

【回答】 入所の判断につきましては特別養護老人ホームの施設が行っております。

★(4)総合事業について

①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しつけることや、期間を区切った「卒業」はしないでください。

【回答】 従前相当サービスは実施しておりませんが、緩和型サービスにおいてケアプラン上で定められた必要なサービスを継続的に提供しております。

②自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

【回答】 総合事業開始後、自立支援・重度化防止に資する各種施策を拡充しておりますが、現状は特定財源による財源確保を考えております。

(5)高齢者福祉施策の充実について

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

【回答】 社会福祉協議会との連携によりサロン等の拡充支援を図り、地域の通いの場の創出を進めています。

②多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

【回答】 地域の通いの場の創出を進めるとともに、生活支援コーディネーターによる地域資源の把握や支援ニーズとサービス提供主体のマッチングに努めています。

③住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答】住宅改修、福祉用具については実施済ですが、高額介護サービスについて実施予定はありません。

★(6)介護人材確保について

①介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。

【回答】市の取組としては、介護職員や介護支援専門員への研修会を開催し、定着促進やスキルアップに協力していきたいと考えています。

②介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を実施してください。

【回答】本市としては、介護事業所に国や県の情報を提供していきます。

③利用者にとって危険を招きかねない1人夜勤を自治体の責任で禁止し、8時間以上の長時間労働を是正してください。

【回答】労働基準法に則った労働時間を厳守するよう指導します。

★(7)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【回答】本市では、要介護1以上の方を基本的に障害者控除の対象としております。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

【回答】要介護認定通知書を送付する際に、障害者控除の案内チラシを同封しております。また、確定申告前に広報紙にPR記事を掲載し、周知いたしております。障害者控除対象者認定申請書の個別送付につきましては、実施に向け検討中です。

2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

【回答】持続可能な国保運営とするため、30年度より税率改定を実施しました。税率については国保運営協議会で「収支均衡策を含む運営のあり方について」協議を重ね答申を頂き、被保険者に急激な負担がないよう税率改正を行う予定です。法定外繰入については国からの方針に従い、解消していく予定です。

★②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

【回答】現在のところ考えていません。

③収入減を理由にした減免要件の前年総所得・減少割合を改善し、活用できる独自減免制度にしてください。

【回答】現在のところ考えていません。

★④資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

【回答】現在のところ資格証明書の発行はしていません。納税相談をされ分納されている世帯には、短期保険証を発行しており、正規の保険証と変わりありません。

★⑤保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

【回答】納税相談され分納されている世帯には、短期保険証を発行しており、正規の保険証と変わりありません。18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものは6ヶ月以内の有効期限での交付で対応しています。加入者の実態を正確に把握

するとともに、納税相談を行い、法令を遵守して滞納処分を行っております。

- ⑥一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答】 減免要件に該当する生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対し減免しています。制度(平成20年8月1日施行)の周知においては、市のホームページ・本算定時の納付書チラシ・窓口パンフレットに掲載して周知しています。

- ⑦70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

【回答】 簡素化に向けて現在検討しています。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】 滞納者の状況を十分調査し差押禁止財産は差押しておりません。

滞納者の実情・意見等を十分に尊重し、生活状況に応じた分納にも応じております。納税相談により、税の軽減・減免にも配慮しています。

4. 生活保護について

- ★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援(仕事探し)を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】 相談者の状況把握、他法他施策の活用等についての助言や生活保護制度の仕組み等について説明を行い、生活保護申請意思の有無を確認し、申請意思がある場合は、直ちに申請書類を交付しており、保護申請の妨害はしていません。

また、生活保護の要否の決定等に関しては、生活保護法第24条の規定に基づき、迅速な対応を心掛けています。

- ★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

【回答】 4月1日現在、被保護者世帯413世帯であり、ワーカー数は5人です。

社会福祉法第16条に基づく適正なケースワーカー数です。

また、県が実施する研修会へ参加し、業務に役立てています。

- ③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。

【回答】 国・県の指導に基づき適正な対応をしています。

- ④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

【回答】 国・県の指導に基づき適正な対応をしています。

- ★⑤夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用(更新含む)や電気代の助成を行ってください。

【回答】 国・県の指導に基づき適正な対応をしています。

5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】福祉医療については、子育て支援等の福祉施策として重要なものと考えております。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急の実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

【回答】現在のところ考えていません。

★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

【回答】対応済みですが、国の公費負担医療制度等(自立支援医療等)の優先使用にご協力いただくことで、少しでも長く継続していきたいと考えています。

④妊産婦医療費助成制度を創設してください。

【回答】現在のところ考えていません。

6. 子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。

【回答】愛知県で行った「愛知子ども調査」の結果では、尾張中部(清須市、北名古屋市、豊山町)の貧困率は5.5%と健全対5.9%に比べやや低い状況でした。市町村単位での結果は出ておりませんが、この結果を参考にしていきたいと考えております。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

【回答】母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭等に対し、その自立に必要な情報提供及び就労に向け資格取得や給食活動の支援を行う党の相談を行っています。また、ハローワークなど他機関との連携を図りながら総合的な支援をしています。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。

【回答】本市は生活保護基準の1.3倍未満で就学援助を支給しております。年度途中でも申請できることについて、学校及びホームページで案内しています。支給内容の拡充は、国の動向に併せて拡充しています。入学準備金の前払いは平成30年度から実施済みです。

④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【回答】こども食堂に関しては、平成30年度、平成31年度とボランティア団体1箇所補助金による支援を行っています。

【回答】現在、小中学校に少人数指導講師及び支援員を市として全校に配置し学習支援を行っています。また、居場所づくりの施策として小学校全校に放課後子ども教室を開設しています。

★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

【回答】 現在のところ全児童生徒分の無償化は考えておりません。

ただし、就学援助 を受けられている保護者には全額、特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者には、半額給食費を支給しています。

また、給食費未納により給食を食べられない児童・生徒はいません。

(3)幼児教育・保育の無償化について、すべての子どもが等しく幼児教育・保育を受けることができるよう、市町村の課題と位置付けて施策を実施・拡充してください。

①認可保育所の整備・増設をおこなってください。保育士資格の有資格者を確保するための具体的な施策を実施してください。

【回答】 認可保育園の整備・増設については、地域の保育ニーズと供給量及び既存施設の適正配置などを考慮し、検討していきたいと考えております。保育士については育児休業代替任期付職員など新たな施策により確保に努めております。

②無償化の対象となる認可外保育施設等について、すべての施設が国の定める保育士配置と面積にかかる最低基準を満たすことができるよう指導・援助してください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための独自の支援を実施してください。

【回答】 認可外保育施設については、原則児童福祉法に基づく指導監督基準を満たしたうえで、愛知県への届出をお願いしておりますが、指導監督基準を満たさない認可外保育施設については、5年間の経過措置期間中に県の指導監督と連携し、できるだけ早く基準を満たすよう指導をして参ります。

③就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることがないように減免制度を実施・拡充してください。

【回答】 就学前教育・保育施設等の給食費については、今回の幼児教育・保育の無償化に伴い、主食費に副食費を加えた給食費の徴収を予定しており、無償化は考えておりませんが、無償化以前の利用者負担を上回ることがないように、国が定める副食費免除対象者に加えて、市独自で定めた対象者も副食費免除できるように予定しております。

7. 障害者・児施策の拡充について

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。

【回答】 福祉圏域管内でグループホームを1箇所整備する予定です。

②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

【回答】 真に必要であると認める時間を支給できるよう配慮しています。

③移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

【回答】 障害児の通園・通所・通学については、保護者の急病や就労の場合に限り、月5時間まで移動支援の利用を認めています。なお、施設入所の場合は、施設入所支援の一連の支援に含まれるものと考えております。

④入院時および入院中のヘルパー利用を認めてください。

【回答】 病院内のことなので、医療的処置として病院側が対応すべきことと考えております。

す。ただし、待ち時間に関しては、病院側で対処が困難な場合は、算定対象として認めています。また、障害区分6で入院前から重度訪問介護を受けている方は、入院中も支援を受けることができます。

⑤障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

【回答】 国の制度に基づき負担上限月額を設定しており、無償化については現在のところ考えておりません。

★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、

1)一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答】 本人の意向のみで利用できるようにすることは現在のところ考えておりません。

2)介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

【回答】 介護保険対象者が障害福祉サービスを利用できるのは、介護保険サービスにない障害福祉サービスを利用する場合等に限定しています。

3)2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知してください。

【回答】 新高額障害福祉サービス等の給付については、該当者に周知を行います。

⑦障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】 国の制度に準じており、現在のところ考えておりません。

⑧障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために加算方式ではなく報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】 国の制度に準じており、現在のところ市単独での補助は考えておりません。

8. 予防接種について

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】 ロタウイルスワクチンの取り扱いについては、国において接種の意義・効果・副反応等の検討を重ねているところであり、情報を収集していますが、現段階では助成の予定はありません。流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)及び任意接種のインフルエンザワクチン、麻しん(はしか)の任意予防接種においても現段階では助成制度の予定はありません。

②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【回答】 一部負担金については平成26年度から変更しておらず、また近隣市町と比較しても本市の負担額は、少ない状況です。予防接種法及び定期接種実施要領に基づいた「予防接種ガイドライン」に従い定期予防接種を実施しています。任意予防接種事業(2回目も含む)は、現在のところ実施の予定はありませんが、国の方針に従います。

9. 健診・検診について

★①産婦健診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。

【回答】 平成29年度より、産婦健康診査の助成を開始しました。平成30年度はエジンバラ産後うつ質問票のメンタルチェックが必須となり、健診内容が充実されています。

現段階では2回実施の予定はありません。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【回答】平成30年度から、妊娠期から産後1年未満まで期間を延長し、実施しています。

③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【回答】歯科衛生士は、中核となる所管区域の一宮保健所に2名、清須市健康推進課に1名配置されております。

【Ⅱ】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。
- ②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。
- ③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を先延ばししないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。
- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。
- ⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。
- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点等を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1)福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
- ②18歳年度末までの医療費無料制度を実施してください。
- ③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。
- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

(2)市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

以上